

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年（2019 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛冶谷 知 宏
同	大 地 正 広

1. 監査の対象

(1) 対象部課

総合教育部 教育政策課
まなび舎整備室
学校規模調整課
おいしい給食課

(2) 対象事務

令和元年度（2019年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和元年（2019年）9月2日（月）から令和元年（2019年）12月26日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔教育政策課〕

○給与の支給事務等について

教育政策課では、教育委員会で勤務する様々な職種・勤務形態の職員の給与や出退勤の管理に関する事務を取り扱っているが、人事給与システム上で管理されていない学校園に勤務する職員の給与支給についての過誤が発生していた。

今後は、これらの職員に対するシステムの導入について検討するなど、給与支給事務における効率化を進めるとともに、確認体制を一層強化することにより、過誤の防止を図るよう要望する。

〔まなび舎整備室〕

○行政財産の目的外使用許可の事務手続について

まなび舎整備室では、学校園の目的外使用許可に関する事務を所管しているが、学校園敷地の上空を占有しているにもかかわらず、目的外使用許可の申請手続が行われていない電線があった。

今後は、電柱及び共架電線等を設置する事業者への啓発を行うなどにより、目的外使用許可に係る申請漏れ対策を強化するとともに、使用許可に係る手続を適切に行うよう要望する。

[学校規模調整課]

○市立小中学校及び幼稚園施設開放事業について

現在、学校園施設の開放については、学校規模調整課が実施する市立小中学校及び幼稚園施設開放とスポーツ振興課が実施する枚方市立小学校及び中学校の体育施設開放の2つの事業で行われている。

両事業は、施設や利用者及び実施日時等が一部異なるものの、ほぼ同様の事業であるため、利用者の利便の向上や学校での施設管理の観点から、枚方市新行政改革実施プランにおいても、整理・調整を行い、事業統合などの方針を決定することとされている。

平成29年9月には、事業統合による課題解決に向けて、方針決裁をとり関係課協議を重ねているが、2年以上経過した現在も事業統合には至っていない。

学校園施設は、地域における重要な社会資源であることから、各事業のこれまでの経緯も踏まえ、地域住民等の身近なスポーツ・文化・地域活動の場としてより一層活用されるため、速やかに学校園施設開放事業の見直しを行うよう要望する。

[おいしい給食課]

○学校給食の衛生管理等について

おいしい給食課では、児童生徒に安全で美味しい給食を提供するよう取り組んでいるが、第一及び第三学校給食共同調理場における検食において、学校給食法で定められた学校給食衛生管理基準に即していない点が見受けられた。また、業務委託等に係る契約事務において、書類の不備も見受けられた。

今後、検食については、学校給食衛生管理基準を踏まえて行うとともに、各調理場の状況を常に把握し、学校給食の衛生管理により一層努めるよう要望する。あわせて、契約等の事務処理についても再確認し、適正に行うよう要望する。